

島根県報

号外第二五号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

目 次

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を
改正する規則 (管 財 課) 一

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則 (漁 業 管 理 課) 二

島根県砂防指定地管理条例施行規則 (砂 防 課) 八

島根県砂防指定地管理規則を廃止する規則 () 二〇

公布された条例等のあらまし

◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則(規則第二五号)

一 規則の概要

- 1 島根県部設置条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第三条関係)
- 2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(規則第二六号)

一 規則の概要

- 1 遊漁船業者の登録に関し必要な書類の様式等を定めることとした。
- 2 遊漁船業者登録簿の閲覧について必要な事項を定めることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県砂防指定地管理条例施行規則(規則第二七号)

一 規則の概要

島根県砂防指定地管理条例の施行に関し必要な書類の様式等を定めることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県砂防指定地管理規則を廃止する規則(規則第二八号)

一 規則の概要

島根県砂防指定地管理規則を廃止することとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第二十五号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成六年島根県規則第一号)の一部を次
のように改正する。

第三条第一号中「(昭和四十七年島根県条例第四十号)」を「(平成十五年島根県条例第十六号)」に改め、「規定する」の下に「局長、」を加え、「島根県教育長」を「島根県教育委員会教育長」に改め、同条第二号中「のうち公有財産事務を分掌する課」を「室及びセンター」に、「(昭和三十六年島根県公安委員会規則第二号)」を「(平成七年島根県公安委員会規則第一号)」に、「学校」を「高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校」に改める。

第四条第三項中「建設省」を「国土交通省」に改める。
 第五条第三項中「管理課長」を「用地対策課長」に改める。
 第八条第九号中「(昭和三十四年法律第九十五号)」を「(昭和二十四年法律第九十五号)」に改める。

第三十九条中「次号に」を「次の各号に」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第二十六号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号。以下「法」という。)の施行については、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則(平成元年農林水産省令第三十七号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(登録通知書等の様式)

第二条 法第五条第二項に規定する通知は、様式第一号により行うものとする。

2 法第六条第二項に規定する通知は、様式第二号により行うものとする。

3 法第十九条第二項において準用する法第六条第二項に規定する通知は、様式第三号又は様式第四号により行うものとする。

(遊漁船業者登録簿の閲覧所)

第三条 法第八条の規定により遊漁船業者登録簿(県内に営業所を有する遊漁船業者に係る登録簿に限る。)(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するため、遊漁船業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を、島根県農林水産部水産課、支庁及び水産事務所(以下「閲覧機関」という。)に設置する。

(閲覧時間)

第四条 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

(定期休日)

第五条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日定める条例(平成元年島根県条例第九号)

第一条第一項に規定する県の休日とする。

(臨時休日等)

第六条 閲覧機関の長は、登録簿の整理その他必要がある場合は、閲覧所を閉鎖し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、その旨をあらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第七条 登録簿を閲覧しようとする者は、所定の閲覧簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第八条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第九条 閲覧機関の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
 - 二 登録簿を汚損し、若しくははき損し、又はそれらのおそれがある者
 - 三 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者
- (業務規程届出書の様式)

第十条 法第十一条第一項の規定による業務規程の届出は、様式第五号により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

遊漁船業者登録(更新)通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

遊漁船業の適正化に関する法律第5条第1項の規定に基づき遊漁船業者の登録(更新)をしたので、同条第2項の規定により通知します。

登 録 番 号	島根県 号
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
登 録 の 更 新 申 請 を 行 う 場 合 の 期 限	年 月 日 (この日が島根県の休日をも定める条例第1条第1項に規定する県の休日に該当する場合は、その直前の開庁日)

備考

様式第 2 号 (第 2 条関係)

遊漁船業者登録 (更新) 拒否通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

遊漁船業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により登録 (更新) を拒否しますので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

理由

- 1 遊漁船業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 号該当

()

- 2 申請書又はその添付書類における重要な事項についての虚偽の記載

- 3 申請書又はその添付書類における重要な事実の記載の欠如

備考

様式第 3 号 (第 2 条関係)

遊 漁 船 業 者 登 録 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

貴 の遊漁船業者の登録（登録番号：島根県 号）については、遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、下記の理由により登録を取り消しますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項第 号該当

備考

様式第 4 号 (第 2 条関係)

遊 漁 船 業 者 事 業 停 止 通 知 書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

貴 の遊漁船業者の登録（登録番号：島根県 号）については、遊漁船業の適正化に関する法律第19条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により事業の全部（一部）を 日間停止しますので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第19条第 号該当

備考

様式第 5 号 (第10条関係)

遊漁船業者業務規程 (変更) 届出書

第 号
年 月 日

島根県知事 様

届出者 登 録 番 号 島根県 号
氏 名 ㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

遊漁船業の適正化に関する法律第11条第1項の規定に基づき、別添のとおり業務規程 (変更) を届け出ます。

備考 (業務規程変更の場合は、本欄に該当部分を記載すること。)

島根県砂防指定地管理条例施行規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第二十七号

島根県砂防指定地管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、島根県砂防指定地管理条例(平成十五年島根県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第二条 条例第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、又は第六条の同意を得ようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)許可申請(協議)書(様式第一号)に、別表に定める図面及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

(許可期間の更新)

第三条 条例第七条第一項に規定する許可の期間を同条第二項の規定により更新しようとする者は、当該許可の期間が満了する日の一月前までに砂防指定地内行為(砂防設備占用)許可更新申請書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(許可内容の変更)

第四条 条例第八条第一項の規定による許可内容の変更をしようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)変更許可申請書(様式第三号)に、別表に定める図面及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

(標識の設置)

第五条 条例第四条第一項の許可を受けた者は、当該許可の期間中許可を受けた場所に、砂防指定地内行為許可標識(様式第四号)を設置しなければならない。

(着手等の届出)

第六条 条例第九条第一項の規定による届出をしようとする者は、砂防指定地内行為着手届(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設

備占用)完了(中止、廃止)届(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

3 条例第九条第三項の規定による届出をしようとする者は、住所氏名変更届(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第七条 条例第十条第二項の規定による届出をしようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)地位承継届(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(地位の譲渡)

第八条 条例第十一条の許可を受けようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)地位譲渡許可申請書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第九条 条例第十四条の規定により職員が携帯する身分証明書の様式は、様式第十号によるものとする。

(書類の提出)

第十条 この規則の規定により知事に提出する許可申請書その他の書類は、正副二通を作成し、当該砂防指定地を管轄する支庁長、土木建築事務所長又は土木事務所長(以下「支庁長等」という。)を経由して提出するものとする。ただし、行政権限委任規則(昭和三十一年島根県規則第十四号)により知事から支庁長等に委任された事務に係る書類については、一通を作成し支庁長等に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に島根県砂防指定地管理条例(昭和四十二年島根県規則第四十四号)の規定によってした行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

別表 (第 2 条、第 4 条関係)

区 分	図 面		書 類
	種 類	縮 尺	
条例第 4 条第 1 項第 1 号及 び第 2 号の場合	位 置 図	50,000分の 1 以上	利害関係人の承諾書 事業概要説明書
	実 測 平 面 図	1,000分の 1 以上	
	実 測 縦 断 面 図	適 宜	
	実 測 横 断 面 図	100分の 1	
	求 積 図	500分の 1 以上	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		
条例第 4 条第 1 項第 3 号の 場合	位 置 図	50,000分の 1 以上	利害関係人の承諾書
	実 測 平 面 図	1,000分の 1 以上	
	横 断 面 図	100分の 1	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		
条例第 4 条第 1 項第 4 号の 場合	位 置 図	50,000分の 1 以上	利害関係人の承諾書 設計書 事業概要説明書
	実 測 平 面 図	1,000分の 1 以上	
	実 測 縦 断 面 図	適 宜	
	実 測 横 断 面 図	100分の 1	
	構 造 詳 細 図	適 宜	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		
条例第 5 条第 1 項の場合	位 置 図	50,000分の 1 以上	利害関係人の承諾書 設計書 事業概要説明書
	実 測 平 面 図	1,000分の 1 以上	
	実 測 縦 断 面 図	適 宜	
	実 測 横 断 面 図	100分の 1	
	構 造 詳 細 図	適 宜	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

砂防指定地内行為 (砂防設備占有) 許可申請書
協 議

年 月 日

様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第 4 条第 1 項(第 5 条第 1 項)の規定により、次のとおり許可を申請
第 6 条 協 議 します。

申 請 の 区 分 (該 当 す る 事 項 を) (○ で 囲 む こ と 。)	砂防指定地内行為	砂防設備占有
行為又は占有の場所	川水系 川	
	郡 町 大字 市 村	番地
行為又は占有の目的		
行為又は占有の概要 及び数量		
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
そ の 他		

様式第 2 号 (第 3 条関係)

砂防指定地内行為 (砂防設備占有) 許可更新申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり許可の更新を申請します。

申請の区分 (該当する事項を) (○で囲むこと。)	砂防指定地内行為	砂防設備占有
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
行為又は占有の場所	川水系 川	
	郡 市	町 村 大字 番地
許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
更新期間	年 月 日まで	
更新の理由		

様式第 3 号 (第 4 条関係)

砂防指定地内行為 (砂防設備占有) 変更許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

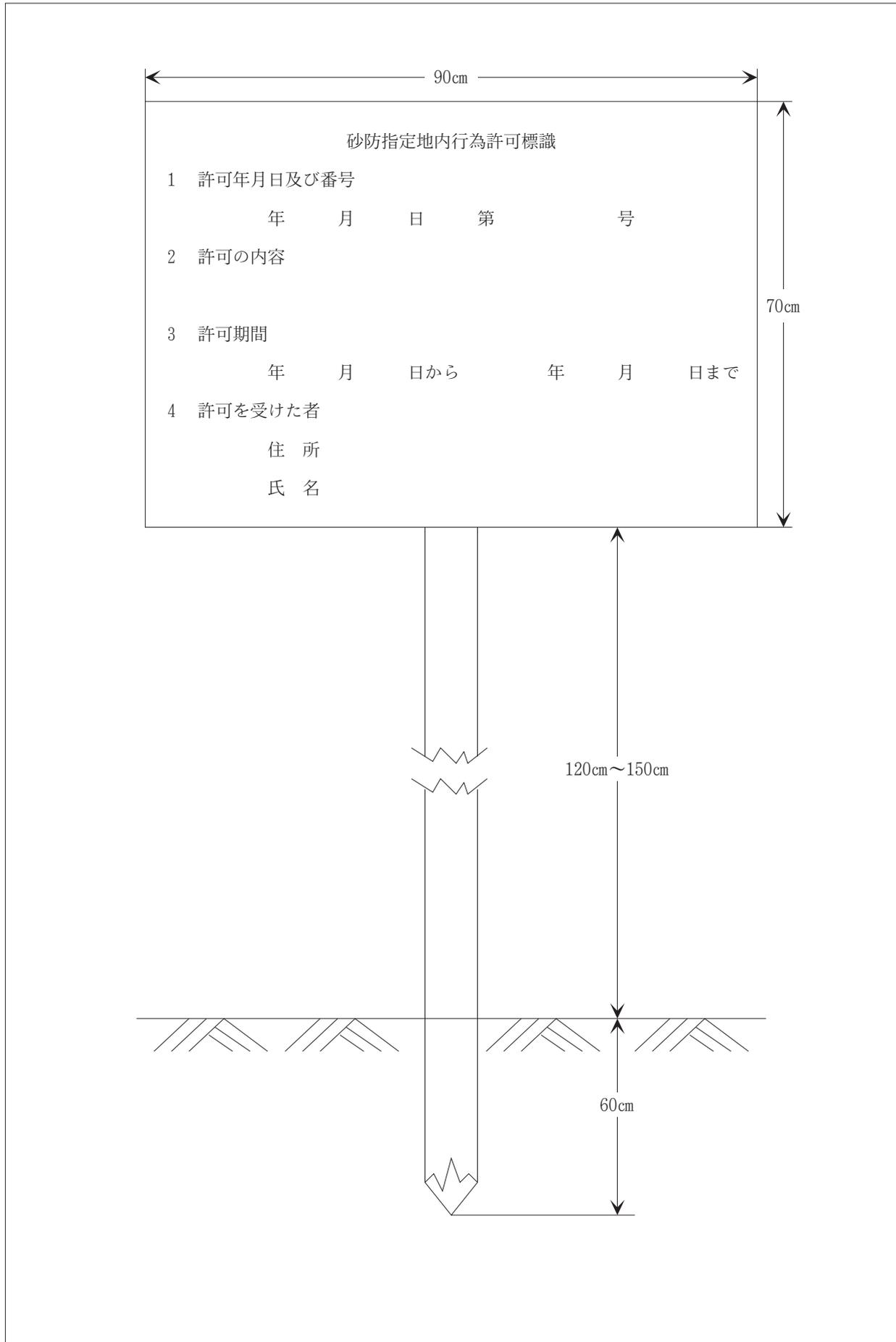
(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の許可を申請します。

申請の区分 (該当する事項を) (○で囲むこと。)	砂防指定地内行為	砂防設備占有
行為又は占有の場所	川水系 川	
	郡 市	町 村 大字 番地
行為又は占有の目的		
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
当初の許可の年月日 番号	年 月 日指令 第	号
変更の内容		
変更の理由		

注 変更の内容欄には、変更前を黒書、変更後を朱書すること。

様式第 4 号 (第 5 条関係)



様式第 5 号 (第 6 条関係)

砂 防 指 定 地 内 行 為 着 手 届

年 月 日

様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊞

(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
行 為 の 場 所	川水系 川
	郡 町 大字 番地 市 村
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 責 任 者 住 所 氏 名	
そ の 他	

様式第 6 号 (第 6 条関係)

砂防指定地内行為 (砂防設備占有) 完了 (中止、廃止) 届

年 月 日

様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分 (該当する事項を) (○で囲むこと。)	砂防指定地内行為	砂防設備占有
許可の年月日及び番号	年 月 日 第	号
行為又は占有の場所	川水系 川	
	郡 市	町 村 大字 番地
許 可 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
完了、中止又は廃止年月日	年 月 日完了、中止、廃止	
中止又は廃止の場合の理由		

様式第 7 号 (第 6 条関係)

住 所 氏 名 変 更 届

年 月 日

様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分 (該当する事項を) (○で囲むこと。)	砂防指定地内行為	砂防設備占用
許可の年月日及び番号	年 月 日 第	号
行為又は占用の場所	川水系 川	
	郡 市	町 村 大字 番地
行為又は占用の概要 及び数量		
変 更	前	
	後	
そ の 他		

様式第 8 号 (第 7 条関係)

砂防指定地内行為 (砂防設備占有) 地位承継届

年 月 日

様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第10条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分 (該当する事項を) (○で囲むこと。)	砂防指定地内行為	砂防設備占有
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
行為又は占有の場所	川水系 川	
	郡 町 大字	番地
市 村		
許可を受けた者の住所及び氏名		
行為又は占有の概要及び数量		
許 可 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
承 継 の 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由		

様式第 9 号 (第 8 条関係)

砂防指定地内行為 (砂防設備占用) 地位譲渡許可申請書

年 月 日

様

譲渡人 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

(担当者氏名
電 話)

譲受人 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

(担当者氏名
電 話)

島根県砂防指定地管理条例第11条の規定により、次のとおり許可を申請します。

申請の区分 (該当する事項を) (○で囲むこと。)	砂防指定地内行為	砂防設備占用
許可の年月日及び番号	年 月 日 第	号
行為又は占用の場所	川水系 川	
	郡 町 大字	番地
市 村		
行為又は占用の概要 及び数量		
許 可 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 の 理 由		

様式第10号 (第 9 条関係)

(表 面)

第	号	身 分 証 明 書		6 cm
		所属名		
		職 名		
		氏 名	年齢	
上記の者は、砂防法第23条第 1 項の規定による立入り等の権限を有する者であることを証明する。				
		交付年月日	年 月 日	
		島 根 県 知 事		
		支 庁 長		印
		土木建築 (土木) 事務所長		
8 cm				

(裏 面)

砂防法 (昭和30年法律第29号) 抜すい

第 2 条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス

第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第 2 条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

毎週火・金曜日発行

島根県砂防指定地管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第二十八号

島根県砂防指定地管理規則を廃止する規則

島根県砂防指定地管理規則（昭和四十二年島根県規則第四十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）